

入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和5年4月17日
福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 令和5年度中間貯蔵施設事業等に係るモニタリング調査業務
- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月29日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に、本県から施行令第167条の4第2項の規定による入札参加資格の制限措置を受けていない者であること。
- (3) 公告の日から入札の日までの間に、国や地方自治体から(2)以外の規定による入札参加資格の制限措置又は指名停止処分を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (5) 国又は地方公共団体においてこの公示に示した業務若しくはこれと類似する業務を実施した実績を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限
令和5年4月27日（木）午後5時15分
- (2) 提出場所
郵便番号 960-8670
住所 福島県福島市杉妻町2番16号 県庁西庁舎10階
福島県生活環境部中間貯蔵・除染対策課 あて
- (3) 提出方法
郵送又は持参とする。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所

3に掲げる場所及び県ホームページ

5 入札方法等

- (1) 入札方法
郵便による。
- (2) 入札書提出期限
令和5年5月8日（月）午後5時15分
- (3) 提出場所
3に掲げる場所に同じ。
- (4) 開札の日時及び場所
令和5年5月9日（火）午前9時30分
福島県生活環境部会議室（福島県庁西庁舎10階南側）

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。入札保証金の免除を希望する者は、入札参加確認申請の際に行うこと。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 入札書の作成方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、契約締結後、消費税法等の改正等により消費税率が変動した場合には、変更された税率に基づき相当額を加減したものを契約額とする。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) その他

詳細は、入札説明書による。

問い合わせ先

福島県生活環境部中間貯蔵・除染対策課

電話 024-521-7276

FAX 024-521-7984

電子メール chukanchozoutaisaku@pref.fukushima.lg.jp

担当 羽田